

平戸市業務量調査及び業務改善支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

平戸市業務量調査及び業務改善支援業務

(2) 業務内容

別紙「平戸市業務量調査及び業務改善支援業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

長崎県平戸市岩の上町1508番地3 平戸市役所内

(5) 提案上限額

5,390,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上限額であり契約予定額を示すものではない。

(6) 選定の方法

公募型プロポーザル方式

2 参加資格

このプロポーザルへの応募者またはその構成員となる者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、本プロポーザル公告日の時点において次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 公告の日から過去3年の間、政令第167条の4第2項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は再生手続きの開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 平戸市建設工事指名停止措置要領（平成19年平戸市告示第104号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (6) 過去5年以内に、他の自治体において本業務と類似した業務の受託実績があること。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

- 号。以下「法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員 (法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を使用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ ウからカに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (9) 平戸市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱 (平成24年平戸市告示第69号) 第3条に規定する入札参加排除措置を市から受けていないこと。また、受ける見込みもないこと。

3 プロポーザルに関する事項

(1) 実施スケジュール

スケジュールは、次のとおりとする。

内容	日程
公告(募集開始)	令和7年4月10日(木)
質疑書提出期限	令和7年4月17日(木)午後5時必着
質疑書への回答期限	令和7年4月21日(月)
参加申込書等提出期限	令和7年4月24日(木)午後5時必着
企画提案書提出期限	令和7年5月1日(木)午後5時必着
プレゼン審査	令和7年5月下旬
結果通知・公表	令和7年6月中旬
契約締結・業務開始	令和7年7月上旬

(2) 実施要領及び仕様書等の交付方法

実施要領、仕様書及び各種様式等は、平戸市ホームページにて公開するので適宜ダウンロードすること。(http://www.city.hirado.nagasaki.jp)

(3) 質疑及び回答について

ア 「質疑書(様式6)」は持参、郵送または電子メールにより提出すること。電子メールの件名は、「業務量調査プロポーザル質疑(企業名)」とすること。受信確認のため、メール送信後に電話連絡をすること。

【電子メールアドレス】 gyokaku@city.hirado.lg.jp

イ 提出期限

令和7年4月17日（木）午後5時必着

ウ 質疑に対する回答は適宜、平戸市ホームページに掲載する。また、質疑の回答内容をもって、本要領の追加または修正をしたものとする。

エ 指定の様式によらない質疑及び提出期限を過ぎた質疑は、一切受け付けない。

オ 質疑に対する回答は、質疑応答集を作成し、令和7年4月21日（月）までに、平戸市ホームページに掲載するとともに、電子メールにより回答する。

カ 電子メールは、質疑書を提出したメールアドレス宛に送信（返信）する。

キ 質疑応答集において、質疑を行った事業者名は、公表しない。

ク 質疑書の内容において不明な点がある場合は、質疑者に対して電話により確認を行う。

(4) 参加申込書等について

ア 提出期限

令和7年4月24日（木）午後5時必着

受付時間は、土日及び祝祭日を除く午前9時～正午及び午後1時～午後5時

イ 提出方法及び部数

持参または郵送（書留郵便に限る）とする。共同提案の場合は、③～⑧の書類を各者それぞれの事業者が作成し、代表事業者が一括して提出すること。各1部提出すること。

ウ 提出資料

① 参加申込書（様式1）

② 事業者の構成調書（様式1の2）※共同提案のみ提出

③ 誓約書（様式2）

④ 事業者概要書（様式3）

⑤ 業務実績調書（様式4）

⑥ 国税及び地方税の納税証明書の写し又は未納がないことの証明書（写し可。直近事業年度で申込日前3か月以内に発行されたもの）

⑦ 法人登記簿謄本（写し可。申込日前3か月以内に発行されたもの）

⑧ 直前1事業年度分の財務諸表類（写し可。貸借対照表及び損益計算書）

エ 複数法人共同で応募する場合は、構成員の中から代表を定めること。

オ 一つの法人が複数の応募をすることはできない。

カ 参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「平戸市業務量調査及び業務改善支援業務に係る企画提案参加辞退届（様式5）」を提出すること。共同による参加申請者は、各者それぞれが辞退届を提出すること。

キ その他

プロポーザル内容に関する事前説明会は行わない。

(5) 企画提案書について

ア 提出期限

令和7年5月1日（木）午後5時必着

受付時間は、土日及び祝祭日を除く午前9時～正午及び午後1時～午後5時

イ 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）。

ウ 提出資料及び部数

① 企画提案提出書（様式7） 7部【正本1部・副本6部】

② 企画提案書（任意様式） 7部【正本1部・副本6部】

③ 見積書（任意様式） 7部【正本1部・副本6部】

※見積書の作成にあたっては、業務量調査費用、システム利用料及びその他費用の明細が分かるように作成すること。消費税込みの金額を記載すること。

エ 様式等

企画提案書の様式は任意とするが、「平戸市業務量調査及び業務改善支援業務仕様書」の内容を踏まえて作成すること。また、「(要領別紙) 評価基準書」の評価項目に沿った内容とすること。提案書の項目については下記キ提案項目に準じて作成すること。

オ 用紙のサイズはA4とし、文字サイズ11ポイント以上とする。ただし、A3サイズを折り込みA4サイズとすることも可能。

カ 文章を補完するために、写真、イラスト、図面等を使用することも可能。

キ 提案項目

①平戸市業務量調査及び業務改善支援業務について

②業務実施体制について

③業務実施スケジュールについて

④その他、業務量調査及び業務改善支援業務に関し効果的な提案

ク 参加辞退

企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、参加申込書の参加辞退の方法と同様に、「平戸市業務量調査及び業務改善支援業務企画提案参加辞退届（様式5）」を提出期限の前日までに提出すること。共同による参加申請者は、各者それぞれが辞退届を提出すること。

ケ 企画提案書の費用負担

提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とする。

コ 疑義の照会

企画提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合、必要に応じて本市から照会を行う。

サ 提出された書類に関する取扱い

提出された企画提案等に関する書類については次のとおり取り扱うこととする。

- ①提出された企画提案等に関する書類は返却しない。
- ②審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。
- ③記載内容の追加及び変更は認めない。

4 審査に関する事項

- (1) 平戸市業務量調査及び業務改善支援業務の選定委員会において、応募業者によるプレゼン及び提出資料により審査を行う。審査実施日程は、令和7年5月下旬とする。なお、実施時間、場所等の詳細は、別途連絡する。
- (2) 優先交渉権者の選定については以下のとおり。
 - ア 提案書及び提案された見積金額をもとに、別紙1で示す審査基準に基づいて審査を行い、最高得点者を優先交渉権者として選定する。
 - イ 最高得点となる者が2者以上あるときは、見積金額が低い者を優先交渉権者として選定する。
 - ウ 上位の事業者が辞退又は失格となった場合は、審査点が高い者から順に優先交渉権者とする。
 - エ 選定する基準として、得点が60点以上であることを要件とする。
 - オ 審査は非公開とし、審査の経過等に係る問い合わせは一切応じない。
- (3) 審査結果は選定後、参加者全てに文書で通知する。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。
- (4) 審査結果は、平戸市ホームページにおいて公表する。なお、公表の内容は下記のとおり。
 - ア 参加申込者数
 - イ 優先交渉権者の名称及び審査点
 - ウ 優先交渉権者以外の審査点

5 契約に関する事項

優先交渉権者と市が協議し、業務委託に係る仕様書を確定させたいうで契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、優先交渉権者と市との協議により必要に応じて内容を変更したうで契約を締結するため、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積額と異なる場合がある。

なお、優先交渉権者と市との間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととする。

6 留意事項

(1) 失格事項

企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ア 提案を行った事業者が、参加資格を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- オ 見積金額が実施要領に示す提案上限額を超える場合
- カ 実施要領等に違反すると認められた場合
- キ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他留意事項

その他の留意事項は次のとおりとする。

- ア 企画提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
- イ 提出後の書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、市から要請のあったものについてはこの限りではない。
- ウ 緊急やむを得ない理由により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。
- エ 複数の提案はできない。
- オ 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- カ 参加申込書の提出者が1者であった場合であっても、参加資格を有する事業者であれば、プロポーザルを実施する。
- キ 企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。ただし、市が優先交渉権者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、平戸市情報公開条例（平成17年平戸市条例第15号）に基づき公開することがある。

7 問い合わせ及び各種書類の提出先

担当部署：平戸市総務部人事課行革推進班（平戸市役所3階）

所在地：〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3

連絡先：（電話）0950-22-9104

電子メール：gyokaku@city.hirado.lg.jp